

鎌倉市教育委員会に発掘調査の実施を依頼される方へ

1 発掘調査が必要となるケース

発掘調査が必要となるのは、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事等による土地の掘削を計画し、文化財保護法第 93 条に基づき提出した発掘の届出に対し、神奈川県教育委員会教育長から工事着手前に発掘調査を実施するよう通知を受けた場合です。

2 鎌倉市教育委員会が実施できる発掘調査

建築主様が個人で、自らの居住用として建築する専用住宅または店舗併用住宅等（面積要件あり。詳細はお問い合わせください）である場合の発掘調査は、鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施することが出来ます。

なお、教育委員会が実施できる発掘調査を、建築主様自らのご負担で実施する場合には、市の補助金制度をご利用いただけます。補助金のお申し込みや詳細については文化財課へお問い合わせください。

※ 建売住宅、集合住宅、店舗、宅地造成等の事業用の工事計画に伴う発掘調査については、建築主様のご負担で発掘調査を実施していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

3 教育委員会が実施する発掘調査にあたっての建築主様のご負担

教育委員会が発掘調査を実施する場合、建築主様に次のご負担についてご協力をお願いしております。

- ① 発掘調査の実施について、近隣住民の方々等に対する事前のお知らせ
- ② 調査で必要となる電気（100V）・上水道のご提供（既設の設備がない場合は仮設設備の設置をお願いします。）
- ③ 敷地の仮囲い、土留め等の発掘調査の安全確保に必要な措置

※調査後の埋戻しは教育委員会が行いますが、地盤の転圧や改良等はい行いませんので、ご承知おきください。

4 調査に要する期間及び調査までの待ち期間

発掘調査に要する期間は、調査の規模や現地の湧水量など諸事情により、3 か月程度から数カ月に及ぶ場合もあります。また、発掘調査はご依頼を受けた順に実施しておりますが、鎌倉市内には数多くの遺跡が存在し、発掘調査件数も非常に多いこともあり、ご依頼から調査開始までの待ち時間が一年以上になる場合があります。詳細については文化財課にお問い合わせください。

5 発掘調査後の着工

工事の着工は原則として発掘調査終了後に可能となりますが、調査中に設計変更等により、工事内容が当初のお届けと異なる場合は、着工前に文化財課にご相談ください。

鎌倉市教育委員会 教育文化財部 文化財課
電話 0467-23-3000 (内線 2459) / ファックス 0467-23-1085
E-mail : bunkazai@city.kamakura.kanagawa.jp